令和2年4月1日より、特定整備制度(電子制御装置整備が新たに追加)が始まり、 該当作業を行うには新たに認証が必要となりました。

また、電子制御装置整備を認証の種類に追加する場合、整備主任者は電子制御装置 整備の整備主任者等資格取得講習を修了していなければなりません。

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に定める「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」について、資格要件及び取得までの流れを下記の通り纏めましたのでご案内致します。

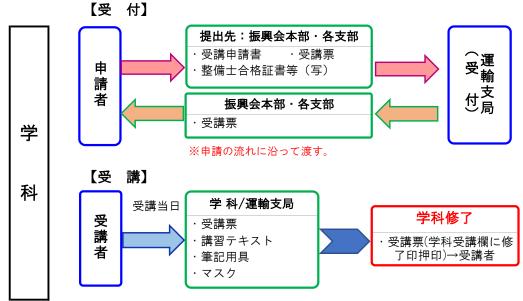
電子制御装置整備の整備主任者の資格要件



再試問で不合格となった場合は、学科と実習を再度受講してから 試問を受けていただきます。

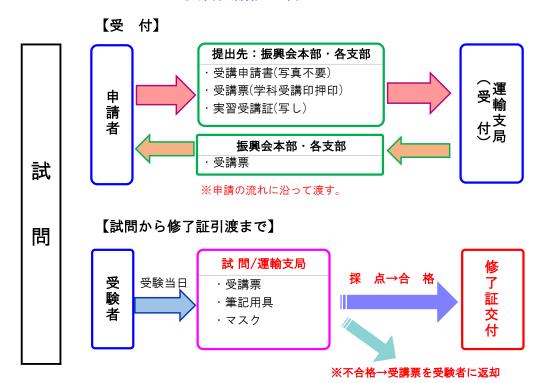
電子制御装置整備の整備主任者等資格取得までの流れ

①実習が未受講の場合



注) 実習がまだの場合は学科しか受けられない。後日、試問を受ける際は、再度受講申請書が必要となる。

~実習受講証が届いてから~



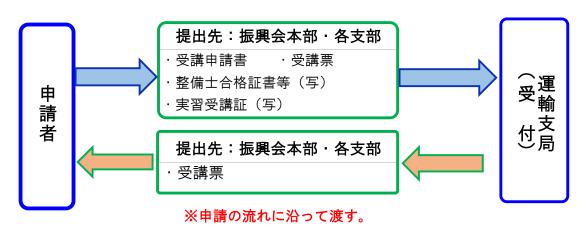
- 注) 採点が後日になる場合は、振興会を通して修了証をお渡しします。 (振興会会員のみ)
- 注) 再試問は、1年間の間に1回限り受けることが出来ます。

再試問で不合格となった場合は、学科と実習を再度受講してから 試問を受けていただきます。

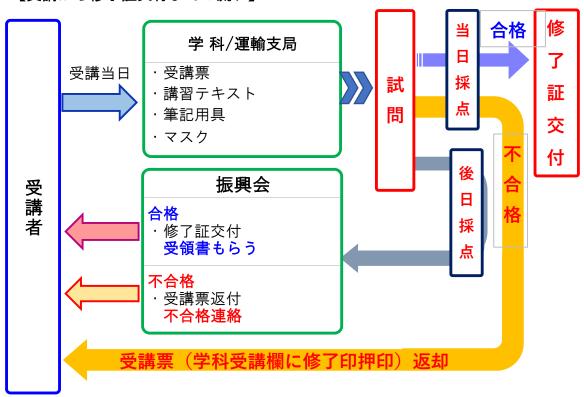
電子制御装置整備の整備主任者等資格取得までの流れ

②既に実習受講済の場合

【申請から受講までの流れ】



【受講から修了証交付までの流れ】



注) 再試問は、1年間の間に1回限り受けることが出来ます。

再試問で不合格となった場合は、学科と実習を再度受講してから 試問を受けていただきます。